津 市 公 報 第 75 号 平成21年2月5日

目 次

規則

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

市営住宅の近傍同種の住宅の家賃

公 告

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年1月19日

津市長 松 田 直 久

津市規則第1号

津市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則 津市消防団の組織等に関する規則(平成18年津市規則第224号)の一部 を次のように改正する。

別表河芸の項中

Γ

第	2	分	寸	上野地区、千里ヶ丘地区
第	3	分	寸	黒田地区

を

Γ

第	2	分	寸	上野地区(久知野を除く。)
第	3	分	寸	黒田地区
第	4	八	耳	上野地区(久知野に限る。)、
第 	4	分	寸	千里ヶ丘地区

に改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年1月30日

津市長 松 田 直 久

津市規則第2号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則(平成18年津市規則第42号)の一部を次のように改正する。 第16条第1項中「又は第158条の2第1項」を「若しくは第158条の 2第1項又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第4項」に改 める。

附則

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成21年1月30日

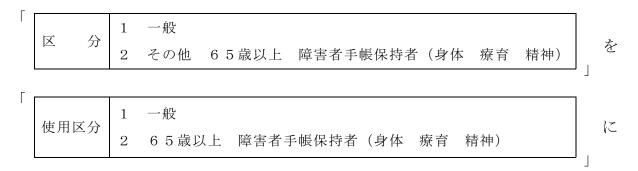
津市長 松 田 直 久

津市規則第3号

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第116号)の一部を次のように改正する。

第1号様式その2中



改める。

第2号様式その2 (表)中

Γ	氏名		_	を
-	区分	一般 その他	J	&
Γ	氏名		_	
'-	体田豆八	□一般	_	に改める。
	使用区分	□65歳以上の者及び障害者手帳保持者	J	
	附則		-	

- 1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により交付されている美里保健センター使用許可書は、 当該許可書の有効期限の日までの間は、改正後の津市保健センターの設置及 び管理に関する条例施行規則の規定により交付された美里保健センター使用 許可書とみなす。

津市告示第14号

下記の者の平成20年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年1月19日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の 所	の住 送達を受けるべき者	備考	
			-
			Ī
			=
			Į,

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
			-
			-
			_
			_
			-
			-

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
祈			
		+	
			-
			- 3
			- 3
			-

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
,			-
			1
			-
·			1.7
,			-
			- 1)
			Ī
			- 10
			- 14
,			
	_		

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
			- 37
			-
			- 3

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
			- 4
			_
			-
			100
			- 5
			-
			-
			=

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考
所		
,		

所	关達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
	近			
				- 17
				-

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
			- 11
			-
			- 6
			4
			- 0
			-
			Ь
	Cir.		

送達を受けるべき者の住	送達を受けるべき者	備考	
所			
	r_		
			-
			-
			-

送達を受けるべき者	備考	
		=
		1
	送達を受けるべき者	送達を受けるべき者 備考

津市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成16年河芸町告示第1391号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月22日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

杜の街かえでの丘自治会

三重県津市河芸町杜の街1丁目11番地4

代表者 山 本 正 臣

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

亦再品	大河内 聡
変更前	三重県津市河芸町杜の街1丁目21番地6
亦百%	山本 正臣
変更後	三重県津市河芸町杜の街1丁目11番地4

3 変更の理由

総会により、代表者が選出されたため

4 変更年月日

平成20年4月1日

津市告示第16号

下記の者の平成17年度固定資産税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年1月22日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 1 7 年度固定資産 税督促状

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第17号

下記の者の差押調書(謄本)は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送 達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成21年1月22日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書 (謄本)

注意:地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算 して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第18号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成21年1月22日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2 1 1 9 2 9 0	平成20年10月1日	平成20年12月30日
7 1 5 4 7 8 9	平成20年10月1日	平成21年 1月 7日
0 4 8 1 0 4 4	平成20年10月1日	平成21年 1月 7日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7 1 5 4 7 8 9	平成20年10月1日	平成21年 1月 7日

津市告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成19年津市告示第169号で認可した地縁による団体から告示された 事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示 する。

平成21年1月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 届出者
 - 三多気区
 - 三重県津市美杉町三多気378番地

代表者 尾畑和明

2 変更に係る事項

規約の変更

変更前	第9条	 副区長	1 人
変更後	第9条	 副区長	2人(男1人、女1人)

3 変更の理由及び年月日

副区長を2人制にして、男女各1人を割り当て女性の登用を推進するため。 平成21年1月11日の通常総会において改正。

津市告示第20号

下記の者の平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書及び納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条により準用する地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部医療助成室で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成21年1月30日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
		被保険者番号

津市告示第21号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第215号) 第16条第2項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成18年津市規則第203号)第14条第1項の規定に基づき、平成21年度の津市市営住宅の近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めた。

平成21年1月30日

津市長 松田直久

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地1号館	33,500円
白塚団地 2 号館	33,500円
白塚団地 3 号館	33,700円
白塚団地 4 号館	39,500円
白塚団地 5 号館	40,100円
一身田アパート1	39,200円
一身田アパート2	39,200円
上浜町六丁目住宅	7,400円
旭町 C B アパート	11,700円
下部田簡耐住宅	7,600円
大井アパート	25,100円
大井住宅 1	33,800円
大井住宅 2	33,800円
大井住宅 3	34,800円
大井住宅 4	34,800円
大井住宅 5	39,900円
大井住宅 6	39,900円
大井住宅 7	41,900円
大井住宅 8	41,900円
高洲町アパート1号館	15,800円
高洲町アパート2号館	18,500円
高洲町アパート3号館	24,000円

高洲町アパート4号館	25,100円
高洲町アパート5号館	25,100円
高洲住宅 1	38,000円
高洲住宅 2	38,000円
高洲住宅 3	40,700円
高洲住宅 4	41,900円
新町1号館アパート	17,100円
新町2号館アパート	17,000円
新町3号館アパート	15,100円
新町4号館アパート	15,100円
千鳥アパート	44,200円
阿漕簡耐住宅	11,500円
阿漕B住宅	9,400円
阿漕C住宅	9,400円
阿漕1号館アパート	14,500円
阿漕2号館アパート	15,400円
南阿漕1号館	22,700円
南阿漕 2 号館	32,900円
朝汐1号館アパート	12,300円
朝汐2号館アパート	13,400円
朝汐3号館アパート	14,000円
藤水団地1号館	42,800円
藤水団地2号館 1	41,000円
藤水団地2号館 2	46,000円
上弁財団地1号館	51,200円
上弁財団地2号館 1	51,900円
上弁財団地2号館 2	42,700円
ぜにやま団地1号館	11,200円
ぜにやま団地2号館	12,300円
ぜにやま団地3号館	12,100円
ぜにやま団地4号館	13,500円
ぜにやま団地5号館	12,900円
•	

ぜにやま団地6号館	14,800円
ぜにやま団地7号館	15,300円
ぜにやま団地8号館	15,800円
ぜにやま団地9号館	16,400円
ぜにやま団地10号館	16,400円
ぜにやま団地11号館	16,400円
ぜにやま団地12号館	17,900円
ぜにやま団地13号館	22,800円
ぜにやま団地14号館	22,800円
ぜにやま団地15号館	25,000円
ぜにやま団地16号館	26,100円
ぜにやま団地17号館	27,900円
ぜにやま団地18号館	27,900円
ぜにやま団地19号館	27,900円
垂水D住宅	8,700円
藤方団地1号館	29,200円
藤方団地2号館	29,500円
藤方団地3号館	29,500円
藤方団地 4 号館	29,500円
城山アパート	11,600円
西城山1号館アパート	15,000円
西城山2号館アパート	15,000円
西城山3号館アパート	15,300円
西城山4号館アパート	15,300円
西城山5号館アパート	15,300円
西城山6号館アパート	15,300円
小森団地1号館	45,900円
小森団地2号館	42,700円
高茶屋住宅	7,600円
里ノ上A住宅	7,600円
里ノ上B住宅	7,900円
雲出1号館 1	74,000円

雲出1号館 2	69,500円
雲出1号館 3	68,800円
雲出1号館 4	68,800円
雲出1号館 5	71,300円
雲出2号館 1	75,800円
雲出2号館 2	71,000円
雲出2号館 3	70,300円
雲出2号館 4	71,000円
雲出2号館 5	70,300円
雲出2号館 6	72,800円
雲出2号館 7	75,800円
野村団地	10,400円
野村東団地	9,700円
相川団地	11,100円
森団地 1	8,000円
森団地 2	8,500円
森団地 3	12,500円
森団地 4	12,800円
森団地 5	8,500円
森団地 6	15,800円
森団地 7	14,100円
森団地 8	15,700円
中町団地A	26,800円
中町団地B	29,000円
相川西団地A	28,500円
相川西団地B	36,200円
明神団地	38,100円
北口団地A	38,100円
北口団地B	41,100円
桃里団地A	44,200円
桃里団地B	51,800円
桃里団地C	45,500円
	

桃里団地D 1	107,600円
桃里団地D 2	88,600円
桃里団地D 3	88,800円
桃里団地D 4	106,500円
中別保住宅	9,100円
青木団地 1	18,000円
青木団地 2	18,000円
藤ヶ丘団地 1	30,900円
藤ヶ丘団地 2	30,900円
殿町住宅	40,700円
新横山住宅	40,500円
美里第1住宅A棟	35,500円
美里第1住宅B棟	35,500円
美里第2住宅1号館	19,400円
美里第2住宅2号館	19,400円
片野団地A棟	38,900円
片野団地B棟	38,900円
新沢田団地	30,900円
奥津団地	5,600円
下之川団地	5, 300円

津市公告第9号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月19日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成21年1月16日
- 2 抑留期間 平成21年1月23日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	白	メス	中	9 1 日	
	芸濃町河内					以上	
2	津市	雑種	白	メス	中	9 1 日	
	芸濃町河内					以上	
3	津市	雑種	黒白	メス	中	9 1 日	
	芸濃町河内					以上	
4	津市	雑種	黒白	メス	中	9 1 目	
	芸濃町河内					以上	
5	津市	雑種	茶	メス	小	9 1 日	
	芸濃町河内					以上	
6	津市	M. ダッ	黒	メス	小	9 1 日	
	芸濃町河内	クス				以上	
7	津市	ブルテリ	白	メス	中	9 1 目	
	芸濃町河内	ア				以上	
8	津市	ブルテリ	白茶	メス	中	9 1 目	
	芸濃町河内	ア				以上	
9	津市	シーズー	白黒	メス	小	9 1 日	
	芸濃町河内					以上	
1 0	津市	アイリッ	茶	メス	大	9 1 目	
	芸濃町河内	シュ・セ				以上	
		ッター					

1 1	津市	アイリッ	茶	メス	大	9 1 日	
	芸濃町河内	シュ・セ				以上	
		ッター					
1 2	津市	シェルテ	白黒	メス	中	9 1 日	
	芸濃町河内	ィー				以上	
1 3	津市	L・レト	黒	メス	大	9 1 日	
	芸濃町河内	リバー				以上	
1 4	津市	L・レト	黒	オス	大	9 1 日	
	芸濃町河内	リバー				以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第10号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月20日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成21年1月19日
- 2 抑留期間 平成21年1月26日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	茶白	オス	中	9 1 日	黒色の首輪
	雲出本郷町					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第11号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月22日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成21年1月20日
- 2 抑留期間 平成21年1月27日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	ウェルシ	茶黒	オス	中	9 1 日	赤い首輪
	片田新町	ュ・コー	白			以上	
		ギー					

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により 次のとおり公告します。

平成21年1月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日平成20年12月18日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市神納町345-2ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 津市神納町7-20 佐野 宗夫

津市公告第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により 次のとおり公告します。

平成21年1月28日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日平成21年1月5日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市高茶屋小森町1723-1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 津市一身田平野318-5 株式会社ハートランド 代表取締役 米倉 大策

津市公告第14号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月30日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成21年1月27日
- 2 抑留期間 平成21年2月3日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	チワワ	茶	メス	小	9 1 日	
	羽所町					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市公告第15号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年1月30日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成21年1月29日
- 2 抑留期間 平成21年2月5日まで

番号	捕獲した	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
	場所						
1	津市	雑種	白	メス	中	9 1 日	
	安東町鹿毛					以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

津市教育委員会告示第1号 教育委員会を次のとおり招集する。 平成21年1月28日

津市教育委員会 委員長 中 西 智 子

- 1 招集の日時 平成21年1月29日(木)午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
- (1) 美杉東小学校及び美杉南小学校の閉校式並びに美杉小学校の開校式について
- (2) 公民館の開館時間及び非常勤公民館長等報酬の見直しについて
- (3) 新町小学校に係る損害賠償請求控訴事件の和解について

津市選挙管理委員会告示第1号

平成21年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和26年法律第100号)第23条第2項の規定により告示する。

平成21年1月22日

津市選挙管理委員会 委員長 大 橋 達 郎

1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

2 縦覧に供する期間 平成21年2月23日から同年3月9日まで (毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市水道局告示第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局 指定給水装置工事事業者規程(平成18年水道事業管理規程第14号)第10 条第1号の規定により告示する。

平成21年1月20日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名和		所在地	指定年月日
株式会社近	江建設 津市河	可芸町東千里533番地1	平成21年1月7日